特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童手当等給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、児童手当等給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和4年7月22日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当等給付事務				
②事務の概要	児童手当法に基づき、受給資格者の管理を行い、児童手当・特例給付を支給する。この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 1 児童手当もしくは特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当もしくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 未支払の児童手当もしくは特例給付の請求の受理、その請求に係る審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 届出の受理、その届出に係る審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 父母指定者の届出の受理、その届出に係る審査又はその請求に対する応答に関する事務 7 現況の届出の受理、その届出に係る審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。				
③システムの名称	 ・児童福祉システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 				
2 特定個人情報ファイルタ					

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

•番号法第9条第1項

・別表第1の56の項

・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

In this port of the second							
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・別表第2の74の項及び75の項 ・別表第2の174の項及び75の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第40条 (情報提供) ・別表第2の26の項、30の項及び87の項 ・番号法別表二の主務法令で定める事務を定める命令第19条及び第44条						

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>講求先 総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-</mark>	-72-1401
--	----------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二丁目2番1号 0833-74-3009</mark>	
--	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	12年4月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年4月30日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書	<u> </u>			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	ド重点項目評価書 ド全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関につ	いては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項	目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供は	ベットワークシステ	ムを通じ	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いσ	委託			0]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を	除く。) [O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの)接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[] [自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	冬発						
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	I -5-2	子ども家庭課長 杉岡 雅史	子ども家庭課長 西村 功	事後	平成28年4月1日付人事異動 のため
平成29年9月6日	I -7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400(代)	0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
令和1年6月28日	I -1-2	-	・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事後	ぴったりサービス開始のため
令和1年6月28日	I -1-3	_	・サービス検索・電子申請機能	事後	ぴったりサービス開始のため
令和1年6月28日	I -5-2	子ども家庭課長 西村 功	子ども家庭課長	事後	
令和1年6月28日	I -8	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二 丁目2番1号 0833-74-3005	福祉保健部子ども家庭課 山口県光市光井二 丁目2番1号 0833-74-3009	事後	平成31年4月1日付変更
令和2年6月10日	IV	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ -1	平成27年2月28日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ-2	平成27年2月28日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和4年7月22日	I -4-2	(情報照会) ·番号法第19条第7号	(情報照会) ·番号法第19条第8号	事後	番号法改正のため
				<u> </u>	